

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献		評価方式	総合	番号	22
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	46,192,691	44,515,841	39,674,188	36,076,674		
（ 補 正 後 ）	67,592,708	99,558,187	46,583,228			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	67,592,708 <0>	99,558,187 <0>				
支出済歳出額（千円）		99,558,185				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）		2 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	（平成22年度については、ユネスコ分担金を代表例として評価することとしている。） 【達成すべき目標】 ユネスコが取り組む、教育、科学、文化、情報・コミュニケーション分野における、規範作りも含めた各種諸活動を支援することにより世界の平和と安全に寄与するとともに、日本のリーダーシップを発揮するために、国際機関に対して分担金・拠出金を供与すること。 【目標の達成度合いの測定方法】 ユネスコの運営および事業実施、「世界遺産条約」、「無形文化遺産条約」に基づく諸活動の実施状況等。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	ユネスコ通常予算分担金の支払いは、ユネスコ憲章第9条に規定される加盟国の義務である。また、世界遺産基金および無形文化遺産基金については、それぞれ、「世界遺産条約」第16条1及び「無形文化遺産条約」第26条1に基づき締約国会議で決定された各締約国の分担金である。今後も引き続き通常予算の効率的な執行に取り組むよう、他の主要財政貢献国とも足並みをそろえてユネスコ事務局に働きかけていくが、通常予算、世界遺産基金および無形文化遺産基金については、分担金に基づく応分の財政負担を行い、ユネスコにおいてリーダーシップを発揮しつつユネスコの取り組む諸活動を引き続き支援していく。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	主要財政貢献国として、引き続きユネスコの組織運営や、教育、科学、文化、情報コミュニケーションの各分野における諸活動、また、「世界遺産条約」および「無形文化遺産条約」に基づく会議等の開催や世界遺産、無形文化遺産の保護に関する国際協力および援助の実施を促進するため、分担金支払いに必要な経費を要求した。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献					番号	22		(千円)	
	予 算 科 目							政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	外務本省	国際分担金其他諸費	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費	39,123,138	35,570,881		
	A	2	一般	外務本省	国際分担金其他諸費	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費	551,050	505,793		
	A	3								
	A	4								
	小計						39,674,188	36,076,674		
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計									
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計									
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
合計						39,674,188	36,076,674			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献				番号	22		
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減				
合計								

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省広報文化交流部国際文化協力室

政策名	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	22
政策の概要	（平成21年度については、国際連合教育文化科学機関(UNESCO:ユネスコ)分担金、世界遺産基金分担金、無形文化遺産基金分担金を取り上げて評価することとした。） 我が国は、ユネスコ憲章第 9 条、世界遺産条約第 16 条 1 及び無形文化遺産の保護に関する条約第 26 条1に基づき、ユネスコに対して分担金支払い義務を果たした。この拠出により、教育、科学、文化、コミュニケーションというユネスコの活動分野における各種活動の円滑かつ効率的な実施と、国家間の協力の促進、各国政府の社会セクターへの取組を促し、もって世界の平和と安全に寄与することが可能となった。また、「世界遺産条約」及び「無形文化遺産条約」に基づく世界遺産や無形文化遺産の保護等に向けた取組や国際協力の実施が可能となった。	
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 ＊国際機関への分担金・拠出金の支払いをはじめ、我が国は加盟国としての義務と責任を誠実に果たしてきた。右は、各種理事会や委員会におけるメンバー選出の際、継続して多くの国から支持を集めて選出され続けていることに示されているように、国際社会の我が国に対する信頼の向上に寄与してきている（以下の各論については、一例として、ユネスコ分担金、世界遺産基金分担金、無形文化遺産基金分担金について説明する。） 【総合的評価】 ユネスコにおける第 2 位の財政貢献国である我が国が、「ユネスコ通常予算分担金」、「世界遺産基金分担金」および「無形文化遺産基金分担金」を支払うことにより、ユネスコの運営組織の活動や、教育、自然科学、人文社会科学、文化、情報・コミュニケーションの 5 つの分野における規範形成、国際会議の開催、途上国への支援、国際的な知的交流や国際協力の促進と、世界遺産および無形文化遺産の保護に向けた国際的な取組の促進等の実現に貢献するとともに、我が国のユネスコにおける存在感の維持に役立った。 【必要性】 分担金の支払いは、ユネスコ憲章第 9 条に規定される加盟国の義務である。また、世界遺産基金および無形文化遺産基金については、それぞれ、「世界遺産条約」第 16 条 1 及び「無形文化遺産条約」第 26 条1に基づき締約国会議で決定された各締約国の分担金である。ユネスコは第二次大戦後に日本が最初に加盟した国際機関であり、教育、文化、科学、コミュニケーションの各分野における諸活動を通じて国際的な知的交流や国際協力を推進し、心に平和の砦を築くというユネスコ憲章の目的に寄与していくためにも、ユネスコへの貢献は不可欠である。 【効率性】 分担金は国連分担金に準じ、国連との加盟国の相違等による若干の調整をした分担率に基づき分担率が決められており、合理的な資金の供与である。また、我が国はユネスコの行財政分野の議論にも積極的に参画しているが、ユネスコ事務局も、運営に係る予算は可能な限り無駄を省き、事業に係る予算については優先事項を設ける等、効率的な運営に取り組んでいる。 【有効性】 我が国は第 2 位の財政貢献国であり、我が国が支払う通常予算分担金により、ユネスコ組織の運営	

や、教育、科学、文化、情報・コミュニケーションの各分野における諸活動が可能となっており、また、ユネスコにおける日本のリーダーシップの確保にも役立っている。また、世界遺産基金および無形文化遺産基金分担金の支払いにより、「世界遺産条約」および「無形文化遺産条約」に基づく締約国会議等の開催や有意義な国際協力及び援助の実施を促進しているほか、これらの国際協力体制の運営に関する我が国の発言力の確保に役立っている。

【反映の方向性】

今後も引き続き通常予算の効率的な執行に取り組むよう、他の主要財政貢献国とも足並みをそろえてユネスコ事務局に働きかけていくが、通常予算、世界遺産基金および無形文化遺産基金については、分担金に基づく応分の財政負担を行い、ユネスコの取り組む諸活動を引き続き支援していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標】

ユネスコが取り組む、教育、科学、文化、情報・コミュニケーション分野における、規範作りも含めた各種諸活動を支援することにより世界の平和と安全に寄与するとともに、日本のリーダーシップを発揮するために、国際機関に対して分担金・拠出金を供与する。

【目標の達成状況】

主要財政貢献国である我が国が分担金を支払うことにより、ユネスコの組織運営や、教育、科学、文化、情報・コミュニケーションの各分野における諸活動が実施できた。また、世界遺産基金および無形文化遺産基金分担金の支払いにより、「世界遺産条約」および「無形文化遺産条約」に基づく会議等の開催や世界遺産、無形文化遺産の保護に関する国際協力及び援助の実施を促進した。これらの財政的貢献やユネスコの取り組む各種分野、世界遺産及び無形文化遺産の国際協力における我が国への評価は高く、日本の立場を維持・強化することに役立っている。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	特になし。		